

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第21回）議事録

日時：9月18日（木）午後3時30分～5時

場所：役場第3会議室

出席者 小原副委員長、小乾委員、里委員、清水委員

欠席者 高森委員長、松田委員、来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

- ・委員長不在および時間が少ないため、事務局が進める。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

□条例案の検討…骨子についての意見交換

- ・村民からのパブリック・コメント2件。
- ・策定委員からも小グループ（4日間）で意見を聞いた。
- ・とにかく骨子に対して意見を出していただき、最終的にどのような文言にするか決定していく。（多数決でも…）

※第1章 総則

【定義】

- ・自治会を定義するということになれば、どこかで「自治会」のことが出てこないとおかしいのでは。
- ・参画と協働の推進あたりに、自治会のことを載せることができればと考える。
- ・土地・家屋を有すると定義があっても、村に往来しない場合もあるのでまいち必要性が分からない。
- ・他の条例を見ても、土地・家屋については載っていないものが多い。削っても良いのではないか。
- ・コミュニティという定義を変えなければいけないのかもしれない。本来はもっと緩やかな意味合いであるもの。
- ・自治会というものは村内でも大きなものであるから、自治会の位置づけをきちんとする。

※第2章 自治の基本原則

【参画と協働】

- ・村民主権の項目で、それぞれに村民、住民と表現があるが住民主権という表現でいいのでは、という意見があった。
- ・村民だけが載っているところに事業者が含まれるかどうかは、全体会後にもう一度PTで検討してもらおう。

※第3章 村民等

【村民の権利】

- ・分任するという表現が難しいのでは。

※第4章 議会

【議会の役割と責務】

- ・行政を監視し、牽制する機能を課す、という表現があるが、何か別のやりかたの表現がないか、という意見がある。
- ・村民代表という表現が多く、もう少し整理できるかも。

※第5章 村長等

【村長のローカル・マニフェスト】

- ・ローカル・マニフェストという表現はどうか。

【行政の役割と責務】

- ・職員の採用に関する記述は不要か。

【職員の役割と責務】

- ・コーディネーターという表現を重要視する意見と、職員も一住民だという意見とがある。

※第6章 行政運営

【行政評価】

- ・行政評価の部分の3行目の施策等という表現が二重になっているが後半はいらぬのでは。
- ・もう少し文言の整理が必要。パブリックコメントとの比較を。
- ・環境、コミュニティ、公害のことなどを取り入れると。
- ・提出されたパブリックコメントについて委員さんの意見を。
- ・回答、たたき台を作って策定委員にかけて早めに意見を固める。
- ・意見の中に、公募の委員が1名もないという表現に対して、策定委員さんはそんなことはないといっておられた。
- ・用語の定義の中で、村の執行機関について各委員会は自治法での規定があるものもあるので配慮が必要かも。
- ・入村時の宣誓について、職員には規定があるが特別職にはないので、それをいれるかどうか。
- ・条例推進委員会よりも審議会がよいのではないかという意見と村長は別に定めるというのはおかしい、という意見があった。
- ・意見なのか要望なのか分からない部分がある。
- ・教育委員会は執行機関なのか行政機関なのか。
- ・あくまで行政機関。
- ・執行機関といったときに、教育委員会も含まれる。
- ・細かい記載は難しい。
- ・以前委員さんより、村といったときに教育委員会はどうなるのか、という質問をいただいたときにも、教育委員会もあくまで執行機関だからという

ように答えた。

- ・いろいろなやり方があり、定義の中で市というのを市議会と市の執行機関で構成されるものという言い方で、執行機関というのを市長及び教育委員会、監査委員会、農業委員会、選管、固定資産評価委員会という市と執行機関を分けているところもある。村は、行政はという言い方に応じて定義も変えていかなければならない。
- ・法律の中で不合理のないようにしなければならない。
- ・全体的に文章が長く、かぶっているところもある。
- ・住民投票において 50 分の 1 というとすぐに集まってしまう。合併特例法では 50 分の 1 になっていますが。
- ・議員の賛成数は 6 分の 1 以上。自治法上の規定は 2 人。
- ・意見の中の行動規定と目的と何が違うのかが分からない。
- ・住民が喜ぶような自治じゃないといけない。役場の言うような自立の日吉津村ではダメ。
- ・何でもかんでも福祉の精神で負担をとというと意味が違ってくる。

◇その他

(事務局)

- ・ざっと見てもらって、土地・家屋を有するものという表現は必要かどうかというところと、行政（村）の定義付け、村民の役割と責務でダブっているところがあるのではないか、後は行政評価の施策と評価の部分の文章整理と、12 分の 1 というのは 2 人に 1 人を想定しているので、自治法に依って数を定めればいい、といったところ。
- ・もう少し短くしたい。皆さんも読んでもらって考えてもらいたい。
- ・今後の流れとしては、9 月 26 日に策定委員会を行う。できればプロジェクトの人にも出席してもらいたい。
- ・次の委員会で、意見を取り入れるかを協議してもらって、プロジェクトに持ち帰って条例化して、再度策定委員会に諮る。

○閉会